

福島県入札制度等監視委員会の会議の公開等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県入札制度等監視委員会運営規程(以下「運営規程」という。)第9条の規定に基づき、福島県入札制度等監視委員会(以下「委員会」という。)及び部会の会議の公開等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

- 一 運営規程第5条第1項第2号又は運営規程第6条第1号に規定する調査審議(工事成績評定又は総合評価に関するものに限る。)について、会議を公開することにより、法人又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる場合
- 二 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合
- 三 会議を公開することにより、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- 四 会場の秩序維持が著しく困難となった場合

2 前項の規定にかかわらず、運営規程第7条に規定する調査審議については、非公開とする。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

- 一 傍聴人の定員は会場の広さに応じ事務局で定めるものとする。
- 二 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻前までに氏名、住所を所定の用紙に記入し受付を済ませるものとする。
- 三 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は先着順による。
- 四 傍聴人は、係員の指示に従い入室するものとする。
- 五 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

ア 刃物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 垂れ幕、はち巻その他これらに類する物を携帯している者

ウ 拡声器、ラジオその他これらに類する物を携帯している者

エ 笛、太鼓その他これらに類する物を携帯している者

オ 酒気を帯びていると認められる者

カ 異様な服装をしている者

キ その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

六 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、前号アからエまでに規定する物品の携帯の有無を係員に質問させることができる。

七 委員長は、前号の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止し、又は退場させることができる。

八 会議を傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。

ア 会場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

イ はち巻その他これらに類する物を着用する等示威的行為をしないこと。

ウ 帽子、コート、えり巻その他これらに類する物を着用しないこと(病気その他の理由により事務局の許可を受けた場合を除く。)

エ 飲食又は喫煙をしないこと。

オ 携帯電話その他音声等を発する機器を携帯する場合には、あらかじめ電源を切ること。

カ その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害若しくは他人の迷惑となる行為をしないこと。

九 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

十 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

十一 委員長は、前号の規定により退場を命ぜられた者については、当日の入場を禁止することができる。

(会議資料及び議事録等の公表)

第4条 委員会の会議資料は、原則として公表する。ただし、第2条第1項各号のいずれかに該当するおそれがあると認める場合には、委員長は非公表とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項に該当する場合には、非公表とする。

3 事務局は会議終了後、速やかに公表とした会議資料をインターネットホームページに掲載するものとする。

4 委員会は会議終了後、速やかに会議に係る議事録（第2条第1項及び第2項の規定により非公開となった会議については議事概要）を作成し、インターネットホームページに掲載するものとする。

（部会への準用）

第5条 第2条から前条までの規定は部会に準用する。この場合において、「委員会」は「部会」と、「委員長」は「部会長」と読み替えるものとする。

（雑則）

第6条 この要領に定めるものを除くほか、委員会及び部会の会議の公開等に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月26日から施行する。

2 平成19年3月31日以前に県の機関が発注した建設工事に係る運営規程附則第3項に規定する調査審議については、第2条第1項各号に掲げるもののほか、次の各号にいずれかに該当する場合には、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

一 会議を公開することにより、法人又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる場合

二 会議を公開することにより、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

3 第4条第1項ただし書きの規定は、前号各号のいずれかに該当するおそれがある場合に準用する。